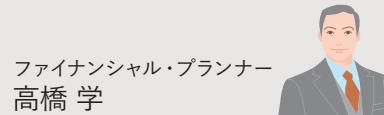


高橋FPの 社長が知りたい お金の話



ファイナンシャル・プランナー

高橋 学

57歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスを行っている。

事業承継税制の特例措置に注目！

後継者への自社株式移転を後押し

こんにちは、高橋学です。今回のテーマは「事業承継税制の特例措置」。事業承継を円滑に進める選択肢の1つとして、ぜひとも知っておきたい制度・トピックスです。

中小企業の事業承継において、大きな壁になることが多い課題として、「後継者への自社株式の移転」があります。株式の評価額が高くなると、贈与税や相続税の負担も重くなり、承継が難しくなるケースが出てきます。こうした税負担を軽減し、スムーズな引き継ぎを支援する仕組みが「事業承継税制」です。

事業承継税制（法人版事業承継税制）とは、中小企業の後継者が、円滑化法の認定を受けた非上場会社の株式等を贈与・相続等により取得した場合において、発生する贈与税・相続税について、一定の要件を満たすことで納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている税額の納付が免除される制度。後継者の資金が不足していても納税猶予を受けられるため、円滑な事業承継が可能となります。

特例承継計画の提出期限に注意

事業承継税制の活用でまず覚えておきたいのが、「一般措置」と「特例措置」の2種類があること。このうち特例措置は、①「対象株式数に上限がなく、承継する株式の贈与・相続にかかる税額全てが猶予の対象」であることや、②「一般措置の対象が後継者1人への贈与・相続であるのに対し、最大3人を対象とすることが可能」であることを始め、様々な拡充が図られています（図表1、2）。

一方で、特例措置の適用を受けるには、都道府県庁に「特例承継計画」を提出し確認を受けることが必要で、提出期限は2026年3月31日であることが注意点。特例承継計画は、後継者の氏名、事業承継の予定時期、承継時までの経営見通し、承継後5年間の事業計画等を記載し、その内容について認定経営革新等支援機関（国が認定する税理士、金融機関等）による指導・助言を受ける必要があります。活用を考えるなら、早めに相談することをお勧めします。また、事業承継税制はこれまで頻繁に改正が行われました。今後の税制改正の動向にも注目です。

図表1 法人版事業承継税制（特例措置）のポイント

- 株式の贈与・相続にかかる税額全てが対象
対象株式数の上限を撤廃し、猶予割合を100%に拡大。
- 対象者を大幅に拡充
親族外を含む全ての株主から、代表者である後継者（最大3人）への贈与・相続が対象。
- 雇用要件を抜本的に見直し
雇用要件（事業承継後5年間平均で、雇用の8割を維持）を満たせなかっただ場合でも納税猶予が継続可能。
- 将来的な売却・廃業の際の税負担を軽減
将来、事業を売却・廃業する際、株価が下落していた場合、その株価を基に納税額を再計算し、差額を減免。

図表2 特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定	特例承継計画の提出（2026年3月31日まで）	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等（2027年12月31日まで）	なし
対象株式数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100%、相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間、平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化に 対応した減免	あり	なし

（出所）国税庁、中小企業庁の資料をもとに筆者作成